

第5回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和6年8月9日 金曜日 9時30分～11時20分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	舟橋 秀明
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠 席 委 員	なし		
	事 務 局	細貝労働基準部長	南出賃金室長	石間補佐
		植田労働基準監督官	春名賃金調査員	
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題 <div style="text-align: center;">石川県最低賃金の改正金額について</div> </p> <p>3 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和6年度 第5回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和6年8月9日（金）

9時30分～11時20分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【栗田部会長】 定刻となりましたので、第5回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。
専門部会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 本日は、全委員にご出席いただいております。現在、委員9名中9名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数委員の3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の専門部会は公開となっており、傍聴希望者は4名です。

【栗田部会長】 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。
公益委員側は私が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

配布資料がございませんので、石川県最低賃金の改正金額についての議題にさっそく入りたいと思います。昨日第4回の専門部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

まず労働者側ですけれども、最終的なご意見として賃上げ額としては引上げ53円をご主張されておられます。根拠といたしましては連合の春闘賃上げ妥結状況における、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率を基にすると54円となるところですが、能登半島地震の影響などを踏まえまして53円とのことをご主張をいただいたところ です。

使用者側ですけれども、使用者側の委員の中での統一的なご意見というのは昨日の段階ではいただけてない状況ではありますが、目安額であります引き上げ額50円については理解できるというご発言をいただいております。あとは能登半島地震の影響をどう捉えるか、近隣県との格差是正をどう捉えるかというところでのご検討中とのそういった状況でございます。

補足はございますか。よろしいでしょうか。

本日専門部会最終となる予定でございます。更にご意見を伺い、調整を図りたいと思います。

この場面で双方もしご意見ご発言あるようでしたら、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですのでこれから個別にご意見を伺うことにしたいと思います。

事務局は控室について案内してください。

【事務局】 補佐 労働者側の控室は、同じフロアーの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室を用意しております。

また、傍聴者の方は、3階にあります打合せ室を休憩場所としてご用意しておりますので、ご移動をお願いいたします。

【栗田部会長】 それでは一旦部会を休憩とさせていただきます。

(公労・公使折衝)

【栗田部会長】 部会を再開します。

これまでの経過を踏まえ、労使双方から真摯なご意見をいただきました。ありがとうございました。ただし、労使双方合意に至りませんでしたので、今回は公益案を提示して、採決をとるという形をしたいと思います。

私の方から公益案を示したいと思います。改正後の最低賃金額 984 円、引き上げ額 51 円、これで公益案として提示をさせていただきます。公益案の提案理由を今から説明を申し上げます。まず初めに本年 7 月 11 日に開催された第 452 回石川地方最低賃金審議会において、石川県内で働く労働者の賃金実態の集計結果及び中央最低賃金審議会での目安に関する小委員会で示された資料などの報告を受け、同資料から改正前の石川県最低賃金額と生活保護水準に乖離が生じてないことは確認されたところです。この専門部会としては、令和 6 年度の石川県最低賃金の改正のために、7 月 31 日、8 月 2 日、7 日、8 日及び本日 9 日に専門部会を開催したところです。5 回に渡る専門部会では中央最低賃金審議会を示された地域別最低賃金額の目安を参考として、関係労働者からの意見聴取を実施し、労使各委員の皆

様から石川県内のそれぞれの業界の現状や、引き上げるべきと主張される額の具体的な根拠をお聞きして、真摯かつ慎重な議論を重ねてきたところです。本当に真摯にご意見をいただいたと思いますけれども、最終的には労使各意見の隔たりを埋めることができず、合意に至ることはできませんでした。

私ども公益委員としては、これまで事務局から示された、各種統計資料などを参考にして石川県における労働者の生計費などの生活実態、賃金水準、中小企業における経営の実態なども踏まえ検討いたしました。今回の審議では労使ともに最低賃金の引き上げが必要であるという認識は一致していたと思います。ただ、引き上げの具体的な金額をめぐるっては意見が分かれる状況が続きました。

公益委員としては最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して、年間購入頻度階級別指数のうち頻繁に購入する支出項目にかかる消費者物価指数 5.4%、この数字を注視したいと考えています。加えて地域間格差の是正や消費者物価の高騰などの事情なども考慮する必要があると考えております。一方において石川県においては本年 1 月 1 日に発災いたしました能登半島地震こちらの方の復旧復興がまだまだであり、当該地域の被災地域の事業、特に小規模事業者さんたちの苦境も無視することはできない要素だと考えております。そうしますと 50 円という、目安の引き上げの額自体も相当その方々にとっては高いと感じられるという数字かとは思いますが、最低賃金が持つ意味合いなどを考慮しますと、先に申し上げましたように、51 円という数字を示させていただきまして、それによって被災地の労働者消費者の方々も含め、消費者物価指数への高騰状況に耐えうる賃金額ということで提示をさせていただくのが妥当という判断をいたしました。

この形で示させていただきますけれども労使双方から公益案に対して、それぞれご意見をいただければと思います。まず労働者側からのご発言をいただきたいと思っています。

【南委員】

労働者側としてはこれまでまとめた春闘の関係、また物価高の中では、労働側としては一応、53 円ということではやっておりましたが、地震の関係、また近県の格差是正という中では 53 円を求めたいというところがございますが、様々な議論の中で、公益が示す 51 円ということで賛成の方にしたいと思っています。

【栗田部会長】

労働者側の他の委員の皆さんもよろしいですか。

はい、そうしましたら、使用者側からのご発言をお願いいたします。

【橋本委員】

使用者側としては私と敷波委員はほぼ同じような意見で、まずあの最初にお話し

たように、中央審議会の目安が 50 円という金額になると、継続的に賃上げをしていくという上において非常にこれは高過ぎと言いますか、私ども率にして 5.36% になるので、その 5.36% のこの賃上げを継続して実施していけるはずもないので、この辺はもう少し中央の方でも継続して賃上げできるという率は、金額はおいくらなのかということをごきちんとして根拠立ててやっていただきたいなと思います。それが一つです。それと、あの私ども使用者側で大きく分かれたのは地震があったがために非常に、その中でも中小小規模事業者の復旧復興というのは遅々として進んでいない状況があると。こういう中における賃上げというのは非常に難しいってそういうご主張もありますし、一方でどうしてもこの北陸というのは一括りになるので、北陸 3 県の最低賃金の状況を勘案しながら議論をしていく必要があるんじゃないかというそういった、意見とちょっと分かれておまして、私どもの方はどうしても北陸 3 県の均衡ある発展を願っておりますのでどうしてもここで、隣県との差をつけないようにこの 51 円という、この公益案に賛成をさせていただきたいと思っております。

【栗田部会長】 はい。山下委員どうぞ。

【山下委員】 私の方からも。私も、これまでの審議でも申し上げておりますように、経済の好循環を図っていく上ではですね、いわゆる賃上げというのは重要であるとのようには考えております。とりわけ地域の中小企業小規模事業者は地域住民の生活と雇用を支える、いわゆるセーフティネットの役割を果たしておりますので、そういった物価上昇局面にあって、従業員の処遇改善というのは経営者にとっても必要なことであるというふうには認識をしております。ただ、そういった状況を踏まえて、この地震というものをどう考えるか、能登半島地震という未曾有の大災害が見舞われた中でこの能登にあつてこそ、このセーフティネット機能、いわゆる地域住民の生活を守る。そして地域経済を再生させていく、そのためには被災した事業者の事業継続、これをしっかり我々としても支えていかなければいけない。こういう思いでもございます。能登には今なお、事業再開の見通しが立たない。賃上げをしたくてもできない、あるいは賃金支払い能力が極端に低下した事業者がまだまだたくさんいらっしゃるということをご理解をいただきたいと思っておりますし、そうした中で今回の賃金の最低賃金の引き上げというのは、能登で厳しい状況に置かれている小規模事業者であつてもいわゆる罰則をついた形でしっかりと上げていかなければいけない、そういうものであろうということが理解しております。ただ、私も、決して最低賃金を上げるなど地震があつて災害がひどいから上げるなど言っ

した。

本審に提出する部会報告書を準備しますので、そのままお待ちください。
事務局は部会報告書案を配付し、読み上げをお願いします。

(部会報告書(案)配付)

【事務局】補佐 それでは石川県最低賃金改正決定に関する報告書案、こちらを読み上げさせていただきます。

令和6年8月9日

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県最低賃金専門部会、部会長栗田真人

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月11日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」(同日閣議決定)に配慮し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところであるが、各側の意見に隔たりがあった。このため公益委員案を示したものの全会一致に至らず、採決の結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月8日発効の石川県最低賃金(時間額933円)は令和4年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。委員名省略させていただきます。

別紙1

石川県最低賃金

1 適用する地域、石川県の区域

2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間984円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日、法定どおり

別紙 2 は生活保護との比較でございますが、読み上げは省略させていただきたいと思っております。

次、別添をご覧ください。

改正審議の経過と要望について

令和 6 年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ねた。

今年の審議では、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、引上げの具体的な額を巡っては意見が分かれる状況が続き、公益委員において、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して年間購入頻度階級別指数のうち「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数（5.4%）を重視し、地域間格差の是正、令和 6 年能登半島地震による影響などを総合的に考慮した上で、公益委員案として 51 円の引上げ額を示したものの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙 1 のとおりの結論に達したものである。

審議の過程で労働者側は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、「誰もが時給 1,000 円」への到達を見据えた引上げ額が必要である旨を主張し、北陸 3 県における地域間格差の是正につながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない状況、能登半島地震による影響を受ける中小企業・小規模事業者の事情を踏まえると目安額の 50 円は県内の経済実態に即した金額とは言えず、引上げは困難であるとの見解を示した。加えて、能登半島地震による被害が特に大きい奥能登地域では、目安額での引上げは未だ事業再建の目途もたない状況下にある経営者にとって再建意欲をそいでしまうこととなりかねず、小規模事業者の賃金支払い能力が十分に考慮されていないとして不満の意を表明した。

また、使用者側は、中央最低賃金審議会で示された今年を目安額について、消費者物価指数、特に年間購入頻度階級別指数を考慮して示されたことに一定の理解を示しつつも、仮に、来年以降も、今年と同水準での最低賃金の引上げとなった場合、事業者が急激な変化に対応することができるのか強い疑問を持ち、結果として賃上げが進まず、再び「失われた 30 年」の状況が生じかねないことに強い懸念を抱くことから、来年以降の中央最低賃金審議会では、企業において継続的な賃上げが可能となることを第一として、複数年の平均値を用いて具体的かつ説得的な引上げ額算出の根拠を示すことを含め、可処分所得の維持又はゆるやかな上昇がなされるこ

とに資する議論を行うよう国、中央最低賃金審議会に対して求めた。

審議では、労使双方から能登半島地震により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。特に、取引環境については労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘や、賃金引上げに向けた支援策について、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、経済政策の観点から一過性ではない、継続的な制度の構築など、政府全体による効果的な支援策の検討が必要であるとの指摘もあった。

政府におかれては、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。

【栗田部会長】 この部会報告書案でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 異義なしとのことですので、事務局は部会報告書の案のとれたものを各委員に配付してください。

(部会報告書写を配付)

【栗田部会長】 お手元に案の取れた部会報告書が配布されたと思います。こちらの部会報告を、本日 13 時 30 分から開催される第 454 回石川地方最低賃金審議会に報告することとします。

これで部会としては終わることとなりますが委員の皆様からのご発言はよろしいでしょうか。はい、山下委員お願いいたします。

【山下委員】 まず先ほどの私の行き過ぎた発言、ここでもう一度改めてお詫びを申し上げますし、すみません、失言を取り消していただければと思います、よろしく願いいたします。そして、ただいまの採決によって決定した引上げ金額につきましては、当然のことながら発効されれば、中小小規模事業者が被災地にかかわらず、しっかりと制度を守っていかなければいけないものと思っておりますので、中小企業小規模事業者の支援機関である商工会におきましてもですね、当然賃金引上げ等に対する相談、あるいは支援についてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。ただ、能登半島地震という大変大きな被災がございました。労使ともにそこら辺は十

分ご理解いただいているということでございますので、ぜひこの審議会で決定した引き上げ額についてですね、被災地の事業者がしっかり賃上げに取り組めるような環境整備、あるいは、被災地からの復興、復旧に早急に、立ち直れるような、そういった支援策の拡充をですね、ぜひこの審議会としても、国並びに県に対して強く求めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【栗田部会長】 はい、ありがとうございます。今のご要望につきましては、審議会の会長、及び事務局の方もそうだと思いますけれども、承りまして、また考えていきたいという活動をしていきたいと思います。

それでは事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【事務局】 補佐 ただいま栗田部会長からのご案内がありましたが、本日の 13 時 30 分より、第 454 回石川地方最低賃金審議会を同じ共用第 2 会議室で開催させていただきます。

【栗田部会長】 それでは第 5 回専門部会はこれで終了いたします。

皆様真摯なご議論ありがとうございました。9 年ぶりの全会不一致となりましたけれどもこの後の本審もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。